

コンプライアンス

公正な事業慣行

2-25,2-26,2-27,205-1,205-2,205-3

基本的な考え方・方針

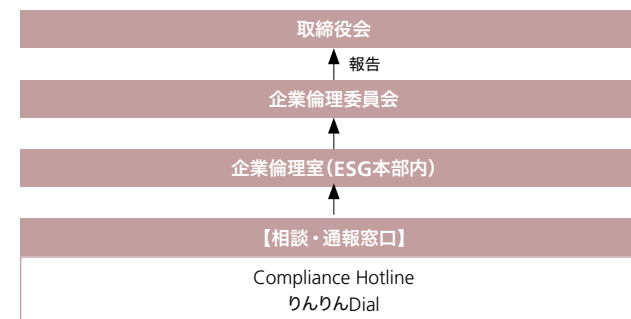
ユニ・チャームは、社是に「企業の成長発展、社員の幸福、および社会的責任の達成を一元化する正しい企業経営の推進に努める」と掲げ、これを経営の指針としています。取締役および社員が高い倫理観を持ち、法令および定款等を遵守するために「ユニ・チャームグループ行動憲章」を定めています。この「ユニ・チャームグループ行動憲章」を全社員が遵守することで、贈収賄や過剰な接待・贈答、不適切な政治献金、インサイダー取引やマネー・ロンダリング、その他不正につながる腐敗行為を防止し、併せて適正な労働基準や法令遵守に努めています。「ユニ・チャームグループ行動憲章」に掲げた精神を、社長執行役員をはじめとする全ての執行役員が全社員に発信し続けることにより、企業倫理意識の向上に努め、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提にあることを徹底しています。

マネジメント体制

当社は、ESG委員会において、品質・安全・環境を骨格とする、あらゆる社会的責任に係る事項の監視・監督を行っています。具体的には、企業行動の適法性、公正性、健全性等について確認し、定期的に取り締役会へ報告しています。また、法令違反、社内規程違反、重大な企業倫理違反に関する相談・通報窓口として「Compliance Hotline」を、社内のハラスメント行為や人間関係などの職場の問題に対する相談・通報窓口として「りんりんDial」を設置し、コンプライアンス体制の整備・充実に努めています。これらの運用窓口として企業倫理室をESG本部内に設置しており、重大な問題の発生時には、企業倫理室担当執行役員が委員長を務め、全ての取締役監査等委員を常任委員とする「企業倫理委員会」を招集して問題の解決にあたり、取締役会に報告を行うことで、有効性を定期的に確認しています。

その他、部門の業務執行が法令等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善提言を行うため、各業務執行部門から独立した社長執行役員直轄の内部監査部門として「経営監査部」を設置し、グループ全社の内部監査を行っています。

▶ コンプライアンス推進体系図



P.115 コーポレート・ガバナンス体制

▶ ユニ・チャームグループ行動憲章／“信念と誓い”と企業行動原則実践のための行動指針（一部抜粋）

“社会への誓い”の実践

法令・業界自主基準・社内規程遵守

- 1) 我が社は、法令遵守のみならず、業界自主基準、社内自主基準、社内規程、社内ルールを遵守します。そのために、職務に必要な法令等は、都度確認します。
- 2) 我が社は、他の企業や個人の誹謗中傷、社会的差別につながる表現は使用しません。

国際社会のルールと文化の尊重

- 1) 我が社は、グローバルな企業活動を行うにあたり、現地の文化・慣習を尊重し、国際ルールを踏まえた行動をします。
- 2) 我が社は、地域社会との良好な関係を構築し、信頼を得るように努めます。

政治献金、寄付、公務員に対する接待・贈答

- 1) 我が社は、政治献金や各種団体等へ寄付を行う際には、社内決裁を経ることとし、透明性の確保に努めます。
- 2) 我が社は、公務員またはこれに準ずるものに対する接待・贈答は行いません。公的手続きを円滑に進めるための「ファシリテティング・ペイメント」も行いません。

災害、感染症、反社会的勢力、サイバー攻撃など、多様なリスクへの備え

- 1) 我が社は、災害、感染症、テロ等のリスクの発生時には、定められた危機管理マニュアルに従って、適切な行動をとります。
- 2) 我が社は、反社会的勢力等とは、いかなる関係も持たず、いかなる要求にも応じません。警察等と連携をとり、毅然とした態度で臨みます。
- 3) 我が社は、サイバー空間における先進的なセキュリティ管理の体制構築に積極的に取り組みます。

取り組み・実績

インサイダー取引の禁止

役員および社員のインサイダー取引を防止するために、「インサイダー取引防止規程」を定めています。社長執行役員から指名されたESG担当執行役員をインサイダー情報管理責任者と定め、違反行為の未然防止に努めています。インサイダー取引の危険性が高い取引を禁止するとともに、自社株売買の際には毎回「当会社株式等の売買等届出書」の提出を義務づけ、役員および社員の役職および所属部門等の事情に鑑み、当社の株式等の売買等における具体的な制限を定めて適宜注意喚起を行っています。

腐敗防止の取り組み

取締役会において強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止に取り組む方針を定め、関係部門と連動して推進しています。また、取引先との公正な関係を保ち、取引における腐敗行為を未然に防ぐために「ユニ・チャームグループ サステナブル調達ガイドライン」の中で、法令・社会規範の遵守と公正な取引、贈賄および賄賂の禁止を明示し、取引における包括的な腐敗防止を推進しています。

P.103 ユニ・チャームグループ サステナブル調達ガイドライン

行動基準の有効性の定期的な見直し

毎年行われる「社員意識調査」によるモニタリングと内部監査を通じて行動基準の有効性を確認し、必要に応じて見直しています。直近では、「ユニ・チャームグループ行動指針」の内容を見直し、2021年2月10日に「ユニ・チャームグループ行動憲章」として改訂しました。

P.089 社員意識調査の実施

腐敗行為によって生じた罰金・課徴金・和解金・解雇

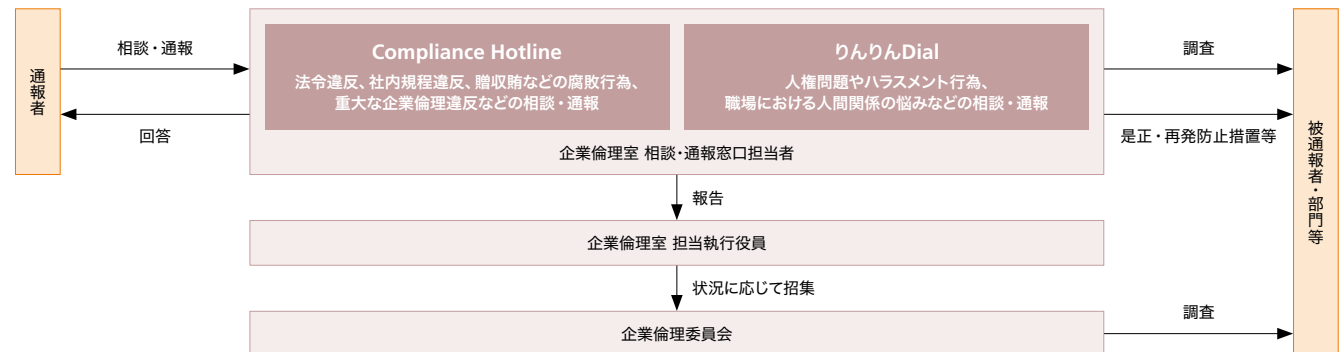
2022年は、ファシリテティング・ペイメントを含めた贈収賄違反等の腐敗行為に関連する罰金・課徴金・和解金は発生していません。また、贈収賄違反等の腐敗行為によって懲戒処分を受けた社員はいませんでした。

	2020年	2021年	2022年	範囲
腐敗・贈収賄に関連した重大な法令違反に関連する罰金・課徴金・和解金の発生(件)	0	0	0	ユニ・チャーム株式会社
腐敗行為・贈収賄違反によって懲戒処分を受けた社員(名)	0	0	0	

内部通報制度

当社は、国内外のグループ社員の内部通報・相談窓口として「Compliance Hotline」を設置し、法令違反、社内規程違反、贈収賄などの腐敗行為、重大な企業倫理違反などについての相談や通報を受け付けています。また、人権問題やハラスメント行為、職場における人間関係の悩みなどについての相談・通報窓口として「りりんDial」を設置しています。原則として、当社および

▶ 内部通報制度対応フロー



委員長：企業倫理室担当執行役員 常任委員：全ての取締役監査等委員

び子会社・関係会社に在籍する全ての役員および社員*が利用でき、匿名での相談・通報も可としています。窓口に相談・通報があった案件は、「企業倫理室 相談・通報窓口運用規程」に沿って対応し、結果については、匿名の場合を除いて、相談・通報者へフィードバックを行っています。運用においては個人のプライバシーを尊重し、相談・通報者が不利益を被らないようするとともに、第三者の協力が必要となる場合は相談・通報者に同意を得るなどの配慮を行っています。「Compliance Hotline」「りりんDial」の他にも、社外の専門機関に社員だけでなく家族も気軽に相談できる仕組みも設けています。日本以外では中国・台湾-大中華圏・タイ・インドネシア・インド・ブラジル・韓国・アメリカ・ベトナム・サウジアラビア・エジプトの現地法人内に同様の窓口を設置し運用しています。

* 契約社員・パートタイマー・アルバイト・派遣社員・出向者等を含み、退職後1年以内の退職者も対象

▶ 内部通報制度 相談・通報件数(日本)

	2020年	2021年	2022年
相談・通報件数合計(件)	41	68	100
うちコンプライアンス違反件数(件)	0	0	0

重大コンプライアンス違反への対応

当社は、「Kyo-sei Life Vision 2030」において、「重大なコンプライアンス違反」の発生件数ゼロを目標に掲げ、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。企業価値を毀損し、経営に悪影響を与え、対外的に情報開示が必要なコンプライアンス違反を「重大なコンプライアンス違反」と定義しており、2022年の「重大なコンプライアンス違反」はありませんでした。

コンプライアンス意識向上の取り組み

グループ全社員が遵守している「ユニ・チャームグループ行動憲章」に、各ステークホルダーに向けた誓いを実現するために心がける行動を記載し、読み合わせの実施等を通じて腐敗防止等のコンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。

また、毎年グループ全社で実施する「社員意識調査」にコンプライアンスに関する設問を設け、不正な行為の防止や法令遵守に対する意識を高めると同時にコンプライアンス意識のモニタリングを行っています。

P.089 社員意識調査の実施

コンプライアンス教育・研修

法令等の遵守に関する意識向上と問題の発生を未然に防止することを目的に、勉強会の開催、メールマガジンの配信、イントラネットへの情報掲示等を通じて、改正される法律の内容や業務に関連するコンプライアンス情報を継続的に広く共有し、グループ全体のコンプライアンス意識向上に努めています。また、2022年6月の「公益通報者保護法」改正に合わせて、部長、スクラムリーダーを対象とした内部通報制度に関する勉強会を実施しました。

▶ コンプライアンス意識向上の取り組み

対象者	内容	2022年実績	
		回数	参加人数
全社員	コンプライアンス全般 (メールマガジン、 イントラネットへの掲示)	11回	全社員
新入社員	コンプライアンス、契約の基礎	入社時と 配属後の 計2回	41名
新任育成責任者	ハラスメントの防止	1回	26名
海外赴任予定者 (赴任前研修)	贈収賄の禁止、秘密情報の保護、 契約遵守等	1回	30名
部門別(勉強会)	業務内容を踏まえたテーマを設定	月1回× 3回	約30名
取締役・ 執行役員等	グローバル企業における コンプライアンス	1回	約30名

ハラスメントの防止

働きやすい職場環境の実現を目的として「ハラスメント防止規程」を定めています。具体的には、本人の意図にかかわらず、職場内において周囲に不利益や損害を与えたり、尊厳の毀損や人格権を侵害するような言動を「ハラスメント行為」として規定し、禁じています。また、階層別研修や、新任育成責任者研修において、ハラスメント防止に関するカリキュラムを実施しています。

	2020年	2021年	2022年	範囲
ハラスメント防止に関する 管理者研修受講者数(名)	0	52	26	ユニ・ チャーム 株式会社

P.030 適切なコーポレート・ガバナンスの実践